

議案第8号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 この条例において「保有特定個人情報」とは、<u>実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、事務局の職員が組織的に用いるも</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員（<u>地方独立行政法人大阪市民病院機構及び地方独立行政法人大阪市博物館機構</u>の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他</p>

のとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。）に記録されているものに限る。

[4～7 略]

附 則

[1～3 略]

（本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立に係る経過措置）

4 本市が単独で設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によってした処分、手続その他の行為で本市から当該地方独立行政法人が引き継いだ保有特定個人情報に係るものは、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

5 市長の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第

不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）をいう。）に記録されているものに限る。

[4～7 同左]

附 則

[1～3 同左]

[新設]

（地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に係る経過措置）

4 市長の保有特定個人情報であって、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立に伴い市長が地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の成立の日前にこの条例の規定によって市長が行い又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第

3項中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」とする。

6 [略]

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

7 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「の役員」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

8・9 [略]

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

3項中「及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所をいう」とする。

5 [同左]

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に係る経過措置)

6 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の保有特定個人情報であつて、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪市立工業研究所が地方独立行政法人大阪産業技術研究所に引き継ぐ特定個人情報について、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立の日前にこの条例の規定によって地方独立行政法人大阪市立工業研究所が行い又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所をいう」とする。

7・8 [同左]

(公立大学法人大阪の成立に係る経過措置)

10 公立大学法人大阪市立大学の保有特定個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ特定個人情報について、公立大学法人大阪の成立の前日にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「の役員」とあるのは「及び公立大学法人大阪の役員」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び公立大学法人大阪をいう」とする。

11 [略]

9 公立大学法人大阪市立大学の保有特定個人情報であって、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪市立大学が公立大学法人大阪に引き継ぐ特定個人情報について、公立大学法人大阪の成立の前日にこの条例の規定によって公立大学法人大阪市立大学が行い又は公立大学法人大阪市立大学に対して行われた処分、手続その他の行為がある場合における当該処分、手続その他の行為に係るこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「及び地方独立行政法人大阪市博物館機構」とあるのは「、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び公立大学法人大阪」と、同条第6項中「をいう」とあるのは「及び公立大学法人大阪をいう」とする。

10 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、地方独立行政法人天王寺動物園の成立の日から施行する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方独立行政法人天王寺動物園の設立に伴い、同法人の役員を実施機関の職員の範囲に含めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。